

AIネットワーク化の推進

平成30年5月8日

総務省情報通信政策研究所

- 今後、A Iの研究開発・利活用の進展、A Iの相互連携・ネットワーク形成（A Iネットワーク化）が想定
- A Iは様々な分野で利活用され、そのサービスはネットワークを通じた（国境を越えた）提供が想定
- A Iは、個人や社会が抱える様々な課題（人口減少・少子化、労働力不足等）の解決への貢献など人間社会へ多大な便益



他方で、A Iに対する理解や信頼の不足、A Iの判断のブラックボックス化などのリスク、それらによる人々のA Iに対する過度の不安、A Iを前提としない業務慣行・方法への固執などが、A Iの開発及び利活用の阻害要因となる可能性

【具体的な取組】

産学民官の幅広い関係者による議論を踏まえ、以下について検討

- ・ A Iの開発者が留意することが期待される事項の整理 『国際的な議論のためのA I開発ガイドライン案』
- ・ A Iの利用者・データ提供者（利用者等）が留意することが期待される事項の整理



その前提としてA Iの利活用が社会・経済に与える影響、A Iネットワーク化が進展した際に形成するエコシステム等に関する検討

- ・ 開発者・利用者等が、A Iによる便益の増進、リスクの抑制に向けた取組を行うことにより、A Iの開発及び利活用の加速化、A Iネットワーク化の健全な進展を実現
- ・ これらの検討の成果をA Iに関する国内外の議論に貢献

AIネットワーク化検討会議 (平成28年2月～6月)

- ・AIネットワーク化をめぐる社会的・経済的・倫理的・法的課題を整理
- ・平成28年4月29日～30日、G7香川・高松情報通信大臣会合において、「AI開発原則」のたたき台として、次の8項目を紹介
 - 透明性の原則
 - 利用者支援の原則
 - 制御可能性の原則
 - セキュリティ確保の原則
 - 安全保護の原則
 - プライバシー保護の原則
 - 倫理の原則
 - アカウントビリティの原則引き続き、『AI開発原則』の策定を含め、AIに関する国際的な議論及び検討を進めることに参加各国が賛同
- ・平成28年4月『中間報告書』を公表
平成28年6月『報告書2016』を公表

AIネットワーク社会推進会議 (平成28年10月～)

- ・「検討会議」を発展的に改組し、整理された課題に関する内容の検討を継続して実施
 - 国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案の検討
 - AIネットワーク化が社会・経済にもたらす影響(インパクト及びリスク)の評価
- ・平成28年12月28日から約1か月間、『AI開発ガイドライン』の策定に向けて整理した論点に関し、意見募集を実施
提出意見:26件
- ・平成29年3月13日・14日に、国際シンポジウム「AIネットワーク社会推進フォーラム」を開催
 - ・米、伊、独、仏、EUの政府関係者
 - ・OECDの代表者
 - ・国際的な議論をリードする主要団体の代表者を含む国内外のトップレベルの有識者の参加を得て国際的な議論を推進
- ・平成29年6月14日から約1ヶ月間、意見募集を実施し、同年7月、国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案を含む『報告書2017』を公表

現在の取組状況

- ・AIネットワーク社会推進会議を引き続き開催し、以下について検討
 - 本年夏頃に『報告書2018』を公表予定
 - AI開発ガイドライン(仮称)の策定に向けた国際的な議論のフォローアップ
 - AIネットワーク化が社会・経済にもたらす影響の評価(継続)
 - AI利活用において留意することが期待される事項に関する検討(『AI利活用原則案』及び各原則に関する論点整理)等
- ・国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案について、「G7情報通信・産業大臣会合」(平成29年9月)、OECD・総務省共催の「国際カンファレンス」(平成29年10月)、「G7イノベーション大臣会合」(平成30年3月)における紹介等により、マルチステークホルダーによる国際的な議論を推進

1 目的

A I ネットワーク化に関して、社会的・経済的・倫理的・法的課題に関する事項を検討。
具体的には、

国際的な議論のための A I 開発ガイドライン案の検討・フォローアップ

A I ネットワーク化が社会・経済にもたらす影響

A I ネットワーク化の進展に伴い形成されるエコシステムの展望

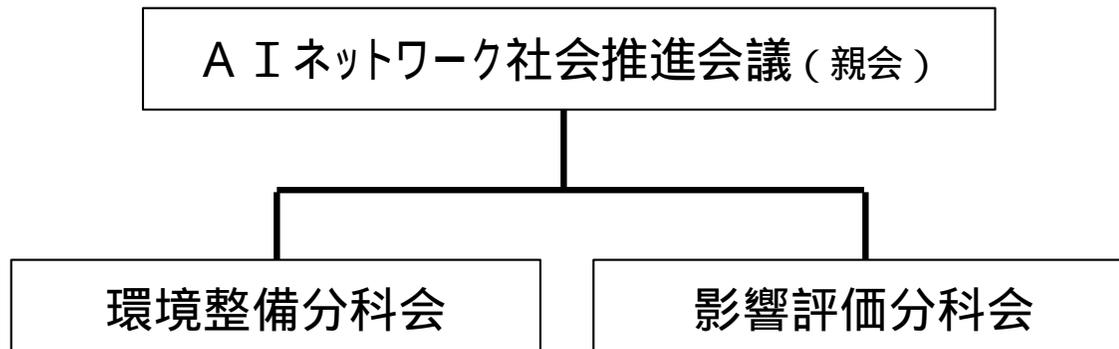
A I の利活用において留意することが期待される事項 等

2 検討体制

【議長】 須藤修（東京大学大学院情報学環教授・東京大学総合教育研究センター長）

【構成員】 産学民の有識者（関係学会の会長経験者、関係企業の会長又は社長等）

【オブザーバ】 関係行政機関、関係国立研究開発法人 等



議長	須藤 修	(東京大学大学院情報学環教授・東京大学総合教育研究センター長)		
副議長	三友 仁志	(早稲田大学国際学術院大学院アジア太平洋研究科教授)		
構成員	岩本 敏男	(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役社長)	長田 三紀	(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)
	遠藤 信博	(日本電気株式会社代表取締役会長)	中西 崇文	(武蔵野大学工学部数理工学科准教授)
	大橋 弘	(東京大学大学院経済学研究科教授)	西田 豊明	(京都大学大学院情報学研究科教授)
	大屋 雄裕	(慶應義塾大学法学部教授)	萩田 紀博	(株式会社国際電気通信基礎技術研究所 知能ロボティクス研究所長)
	金井 良太	(株式会社アラヤ代表取締役CEO)	橋元 良明	(東京大学大学院情報学環教授)
	北野 宏明	(株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長)	林 秀弥	(名古屋大学大学院法学研究科教授)
	喜連川 優	(東京大学生産技術研究所教授、国立情報学研究所所長)	東原 敏昭	(株式会社日立製作所代表執行役 執行役社長兼CEO)
	エリー キーナン	(日本アイ・ビー・エム株式会社代表取締役社長執行役員)	平野 晋	(中央大学総合政策学部教授・ 中央大学大学院総合政策研究科委員長)
	木村 たま代	(主婦連合会消費者相談室長)	平野 拓也	(日本マイクロソフト株式会社代表取締役社長)
	小塚 莊一郎	(学習院大学法学部法学科教授)	福田 雅樹	(大阪大学大学院法学研究科教授)
	近藤 則子	(老テク研究会事務局長)	Susan Pointer	(米グーグル アジア・太平洋担当上級公共政策局長)
	穴戸 常寿	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)	堀 浩一	(東京大学大学院工学系研究科教授)
	実積 寿也	(中央大学総合政策学部教授)	松尾 豊	(東京大学大学院工学系研究科特任准教授)
	城山 英明	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)	村井 純	(慶應義塾大学環境情報学部長・教授)
	新保 史生	(慶應義塾大学総合政策学部教授)	村上 憲郎	(株式会社村上憲郎事務所代表取締役)
	杉山 将	(理化学研究所革新知能統合研究センター長、 東京大学新領域創成科学研究科教授)	森川 博之	(東京大学大学院工学系研究科教授)
鈴木 晶子	(京都大学大学院教育学研究科教授)	柳川 範之	(東京大学大学院経済学研究科教授)	
高橋 恒一	(理化学研究所生命機能科学研究センターチームリーダー)	山川 宏	(株式会社ドワンゴ ドワンゴ人工知能研究所長)	
谷崎 勝教	(株式会社三井住友銀行取締役専務執行役員グループCIO)	山本 正巳	(富士通株式会社取締役会長)	
中川 裕志	(理化学研究所革新知能統合研究センターグループリーダー 兼チームリーダー)		(敬称略。議長及び副議長を除き、五十音順)	
顧問	安西 祐一郎	(慶應義塾大学名誉教授)	オブザーバー	内閣府、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、 個人情報保護委員会事務局、消費者庁、文部科学省、経済産業省、 情報通信研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、 産業技術総合研究所
	長尾 真	(京都大学名誉教授)		
	西尾 章治郎	(大阪大学総長)		
	濱田 純一	(東京大学名誉教授) (敬称略。五十音順)		

[主な内容]

1. AI開発ガイドライン

国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案

目的、基本理念

AI開発原則(9原則)

AI開発原則の解説

関係者に期待される役割 等

AI開発原則: AIの開発者が留意することが期待される事項

AI開発ガイドライン: AI開発原則に解説等を加えた指針

2. AIネットワーク化が社会・経済にもたらす影響

AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクト(主に良い影響、便益)及びリスクに関し、AIシステムの具体的な利活用の場面(ユースケース)を想定したシナリオに基づき評価(シナリオ分析)を実施

先行的評価

国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案の検討に向けた評価(主としてサービス提供側の視点)

分野別評価

AIシステムを利活用する分野ごとに評価(AIネットワーク化による産業構造の変化に着目(主として利用者側の視点))

目的

- AIネットワーク化の進展による**便益**は広範で多大
その一方、**不透明化等**のリスクへの懸念も存在
- 拘束的ではないソフトローとしてガイドラインを**国際的に共有**することが必要
- 本ガイドラインの目的

AIネットワーク化の健全な進展を通じたAIシステムの**便益の増進**と**リスクの抑制**

- ・ **利用者の利益を保護**
- ・ **リスクの波及を抑止**

人間中心の「智連社会」を実現

基本理念

- ・ AIネットワーク化の**便益**が**すべての人によりあまねく享受**され、人間の尊厳と個人の自律が尊重される**人間中心の社会**を実現
- ・ **拘束的ではないソフトロー**として**国際的に共有**
- ・ **イノベティブでオープンな研究開発**と**公正な競争**、学問の自由等を尊重するとともに、**便益とリスクの適正なバランス**を確保
- ・ **技術的中立性**を確保し、開発者に**過度の負担**を課さないよう配慮
- ・ **継続的な見直し**、必要に応じた**柔軟な改定**、広範で**柔軟な議論**

AI開発原則

連携の原則

- ・ AIシステムの相互接続性と相互運用性に留意

は主にAIネットワーク化の健全な進展・便益の増進に関する原則

透明性の原則

- ・ AIシステムの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意

制御可能性の原則

- ・ AIシステムの制御可能性に留意

～ は主にAIシステムのリスクの抑制に関する原則

安全の原則

- ・ AIシステムがアクチュエータ等を通じて利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮

セキュリティの原則

- ・ AIシステムのセキュリティに留意

プライバシーの原則

- ・ AIシステムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮

倫理の原則

- ・ AIシステムの開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重

利用者支援の原則

- ・ AIシステムが利用者を支援し、利用者を選択の機会を適切に提供することが可能となるよう配慮

～ は主に利用者等の受容性の向上に関する原則

アカウントビリティの原則

- ・ 利用者を含むステークホルダに対しアカウントビリティを果たすよう努める

関係者に期待される役割

- ・ 各国政府及び国際機関： 多様なステークホルダ間の対話の促進に向けた環境整備
- ・ 開発者、利用者等ステークホルダ： 対話やベストプラクティスの共有、相互協力
- ・ 各国政府： AIの開発者コミュニティの支援、AIに関する研究開発を支援する政策の積極的な推進

開発原則	開発原則の解説（留意することが期待される事項等）
<p>連携の原則 開発者は、AIシステムの相互接続性と相互運用性に留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互接続性と相互運用性を確保するため、有効な関連情報の共有に向けた協力、国際的な標準や規格への準拠、データ形式の標準化及びインターフェイスやプロトコルのオープン化への対応、標準必須特許等のライセンス契約及びその条件についてのオープン・公平な取扱い、などに留意することが望ましい。
<p>透明性の原則 開発者は、AIシステムの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用する技術の特性や用途に照らし合理的な範囲で、AIシステムの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意することが望ましい。 (アルゴリズム、ソースコード、学習データの開示を想定するものではない。)
<p>制御可能性の原則 開発者は、AIシステムの制御可能性に留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムの制御可能性について、あらかじめ検証及び妥当性の確認をするよう努めるとともに、採用する技術の特性に照らし合理的な可能な範囲において、人間や信頼できる他のAIによる監督・対処の実効性に留意することが望ましい。
<p>安全の原則 開発者は、AIシステムがアクチュエータ等を通じて利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムの安全性について、あらかじめ検証及び妥当性の確認をするよう努めるとともに、AIシステムの本質安全や機能安全に資するよう、開発の過程を通じて、採用する技術との特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めることが望ましい。 ・ 利用者及び第三者の生命・身体・財産の安全に関する判断を行うAIシステムについては、利用者等ステークホルダに対して設計の趣旨などを説明するよう努めることが望ましい。
<p>セキュリティの原則 開発者は、AIシステムのセキュリティに留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムのセキュリティについて、あらかじめ検証及び妥当性の確認をするよう努めるとともに、開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で対策を講ずるよう努めることが望ましい(セキュリティ・バイ・デザイン)。
<p>プライバシーの原則 開発者は、AIシステムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムのプライバシー侵害のリスクについて、あらかじめ影響評価を行うよう努めるとともに、開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めることが望ましい(プライバシー・バイ・デザイン)。
<p>倫理の原則 開発者は、AIシステムの開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムの学習データに含まれる偏見などに起因して不当な差別が生じないよう、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で所要の措置を講ずるよう努めることが望ましい。 ・ 国際人権法や国際人道法を踏まえ、AIシステムが人間性の価値を不当に毀損することがないよう留意することが望ましい。
<p>利用者支援の原則 開発者は、AIシステムが利用者を支援し、利用者を選択の機会を適切に提供することが可能となるよう配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AIシステムの利用者のために、利用者の判断に資する情報を適時適切に提供し、かつ利用者にとって操作しやすいインターフェイスが利用可能となるよう配慮、利用者を選択の機会を適時適切に提供する機能が利用可能となるよう配慮、社会的弱者の利用を容易にするための取組、に留意することが望ましい。
<p>アカウントビリティの原則 開発者は、利用者を含むステークホルダに対しアカウントビリティを果たすよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発原則 ~ の趣旨に鑑み、利用者等に対しAIシステムの技術的特性について情報提供や説明を行うほか、ステークホルダとの対話を通じた意見聴取や、ステークホルダの積極的な関与を得るよう努めることが望ましい。 ・ AIシステムによりサービスを提供するプロバイダなどとの情報共有・協力を努めることが望ましい。

G7 情報通信大臣会合(高松、平成28年4月)

高市総務大臣(当時)から、人間がAIを安全・安心に使いこなすことができるよう、AIの研究開発に当たり留意することが期待される事項を整理した「AI開発原則」を紹介。併せて、AI開発原則の策定を含め、AIに関する国際的な議論及び検討を進めることを提案。

参加各国からの賛同を得る

G7 情報通信・産業大臣会合(トリノ、平成29年9月)

【附属書2】「我々の社会のための人間中心のAIに関するG7 マルチステークホルダー交流」

高松における2016年のG7 情報通信大臣会合において開始された議論に基づき、様々な意見交換（例えば、日本の総務省の有識者会議によってとりまとめられた「AI開発ガイドライン」）を促進するための国内及び国際的なイベントが開催されている。我々は、AIによってもたらされる多面的な機会と問題についての理解を深めるため、一層の情報共有及び議論の必要性を認識する。

OECD・総務省共催 AIに関する国際カンファレンス(パリ、平成29年10月)

世界各国の産学官の有識者が一堂に会し、AIの発展・普及が社会経済にもたらす様々な機会と課題、政策の役割と国際協調の在り方などについて、300名程度が参加し、活発な議論が行われた。

セッション1：AI研究の現状【日本から、須藤 東京大学教授が参加】

➤ AIネットワーク社会推進会議の検討について、AIネットワーク化が社会・経済に与える影響に関する検討を中心に紹介

セッション5：AI政策【日本から、平野 中央大学教授が参加】

➤ AIネットワーク社会推進会議が公表した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」の意義及び概要について紹介

OECDデジタル経済政策委員会(CDEP) (パリ、平成29年11月)

CDEPは、情報通信に関する政策課題、及び経済・社会に与える影響等について検討を行うOECDの委員会であり、平成29年(2017年)11月に開催された第75回会合では、OECDのAIに関する今後の取組についても議論が行われた。

委員会における議論の結果、OECDにおける今後の取組として、

- (1)平成30年5月開催の次回委員会会合に向け、事務局が分析レポートを作成すること、
 - (2)加盟国の意向を踏まえつつ、平成31年以後、理事会勧告作成に向けた作業に着手 すること、
- について、加盟国の同意が得られた。

今回は、今後の作業の方向性について加盟国の同意が得られたまでであり、理事会勧告の作成については、平成30年11月以降、CDEPであらためて議決/承認が必要。

G7イノベーション大臣会合(モントリオール、平成30年3月)

【附属書B】「AIに関するG7イノベーション大臣声明」

2016年の高松でのG7情報通信大臣会合において開始された議論、並びに、意見交換を促進するために開催されてきた国内及び国際的なイベント(例えば、**日本の総務省の有識者会議によってとりまとめられた「AI開発ガイドライン」**)等に基づき、

- 1 G7イノベーション大臣は、**人間中心のAIの共通ビジョンに基づいて開発と利活用において留意するビジョンを構築することを目指す。**
- 1 2016年の日本でのG7 情報通信大臣会合及び2017年のイタリアでのG7 情報通信・産業大臣会合を参照しつつ、**本年、G7各国は、AIのイノベーションによる経済的成長の促進、AIへの信頼性及び受容の向上、及び AIの開発及び普及における包摂性の向上に焦点を当てる。**

また、G7各国は、AIに関する取組として、研究開発への投資、規制等の障壁の除去、倫理面の検討、プライバシーの保護、サイバーセキュリティへの投資、情報の自由な流通の促進、産業界主導による技術標準の開発等を行うとともに、**本声明の国際的普及に努める。**

【次のステップ】

- G7による将来の政策協議に情報をインプットするため、OECDの支援によりAIに関するマルチステークホルダーの対話・連携を促進
- 時限設置されるイノベーションWGの支援により、2018年秋にカナダ主催のAIに関するマルチステークホルダー会合を開催

先行的評価・分野別評価

先行的評価

国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案の検討に向けた評価

<対象とするユースケース>

災害対応	移動(車両)	健康	教育・人材育成
小売・物流	製造・保守	農業	金融(融資)
公共・インフラ	生活		

分野別評価

AIシステムを利活用する分野ごとに利用者の視点から評価

<対象とするユースケース>

公共：まちづくり、パブリック・ガバメント、危機管理
 個人：健康、移動、居住、教育・学び、仕事、財産、趣味・娯楽
 産業：モノ、カネ

本報告書においては、下線の3分野について評価を実施

シナリオ分析から得られた示唆

- ・ 様々なAIシステム相互間の連携が可能となることにより、AIシステム相互間の連携前におけるインパクトに加えて、特に連携に係るAIシステムを利活用する業務全体を通じリアルタイムでの最適化など更に大きなインパクトがもたらされる。
- ・ 雇用が減少することが見込まれる業務もあるものの、付加価値の高い業務への配置転換や新たな雇用の創出の可能性も見込まれる。
- ・ 各ユースケースにおいて共通して想定されるリスクが見受けられることからそれらのリスクへの対処が重要である。 等

雇用・働き方への影響

情報通信分野の発展による雇用への影響の受け皿となっていたサービス業や運輸業務についても影響を受け、大規模な失業が発生するおそれがあるとの指摘がある。

この指摘については、主観的な予測をベースとしており信頼性は必ずしも高くないこと、新たな雇用創出の可能性が考慮されていないこと等に留意が必要

日本の労働市場においては、ルーティンタスクの集約度が高く、AIシステムの普及による影響を受け易い、非正規雇用の労働者が大きな影響を受ける可能性があるとの見方がある。

新しく創出される雇用への迅速な適応、円滑な移行のための教育や人材育成が重要である。

留意すべき事項

様々なAIシステムが混在することに伴う問題

- 例えば、性質や性能が異なる多様なAIシステム、新旧のAIシステム、目的が競合するAIシステムがネットワーク上に混在することに伴い、相互間の交渉・調整が必要

AIシステムを利活用する者と利活用しない(できない)者とが混在することに伴う問題

- 例えば、AIシステムを利活用する者とAIシステムを利活用しない(できない)者とで、受けられるサービスに差異が生ずる可能性

事故の発生等AIシステムのリスクが顕在化した場合の責任の分配の在り方

- 例えば、自動運転車による事故、個人情報の漏洩によるプライバシー侵害が生じた場合等における責任の分配の在り方が問題

データ・情報の流通と個人情報保護・プライバシーとのバランス

- 例えば、価値の高いデータ(カメラが撮影した画像等)の取得や利活用に当たっての本人同意の在り方等が問題となる可能性

AIシステムが取り扱うデータ・情報の性質

- 例えば、プライバシー性や機密性が高いデータ・情報については、特に慎重な取扱いが必要
- 例えば、AI生成物や学習用データ等に関し、知財制度上の取扱いが問題となる可能性

AIネットワーク化の進展に伴い形成されるエコシステムにおける公正な競争の確保

- 例えば、有力なAIネットワークとの接続の可否・条件、データ等へのアクセスの可否・条件が事業活動に影響を及ぼす可能性
- 例えば、競争関係になる事業者が、それぞれ提供するサービス等に関する価格設定等に当たり、協調的価格設定等による競争の減殺・制限の可能性

人間とAI(ロボット)との役割分担

- 例えば、対話型ロボットや介護ロボット等による対応で満足できるか、拒絶されないかなど人間とAI(ロボット)との役割分担が問題
- 例えば、重要な判断(診断、採用、人事評価など)に当たり、AIシステムの機能に委ねてもよい事項の範囲等が問題

AIシステムに関するリテラシーの向上

- 例えば、AIシステムの便益を享受するためにも、特に高齢者のAIシステムに関するリテラシーの向上が重要

地域間の格差・偏在

- 例えば、利用者(自治体等)の財政状況や利活用に対するマインドにより、AIシステムの普及に地域間で差異が生ずる可能性
- 関連して、所得格差やAIネットワーク化の進展に伴う所得の再分配にも留意することが必要

AIシステムの導入・利活用のためのコスト

- 例えば、中小・零細事業者におけるAIシステムの導入コストや利活用のためのコストが問題

AIシステムの判断がブラックボックス化することに伴う問題

- 例えば、情報公開請求や顧客への説明、監督官庁の検査・監査等に適切に対応できない可能性

AIネットワーク化が社会・経済にもたらす影響（分野別評価：「行政」、「移動」、「居住」の3分野）
AIネットワークの進展に伴い形成されるエコシステムの展望（利用シーン、ケーススタディ等）



AIの利活用における課題を整理

【主として生命・身体の安全、権利・利益等を守るための課題】

- 生命・身体・財産の安全に関する課題(事故の防止など)
- AIによる判断の正当性や公平性に関する課題(差別、生命倫理との関係など)
- プライバシーに関する課題(プライバシーの尊重、プロファイリングなど)

【主として人間とAIとの関係等に関する課題】

- 人間とAIとの役割分担等に関する課題(人間の判断の介在、関係者間の協力など)
- AIに対する受容性に関する課題(利用者に対する説明責任など)

【主として技術的な観点からの解決が求められる課題】

- AIの判断のブラックボックス化に関する課題(事故が発生した場合の原因究明など)
- セキュリティに関する課題(ハッキング対策など)
- AI間の連携に関する課題(AI間の交渉・調整など)

【主としてデータに関する課題】

- AIが学習するデータに関する課題(データの正確性など)



これらの課題を踏まえ、AIの利活用において留意することが期待される事項を検討

AIの便益の増進、リスクの抑制を図り、AIに対する信頼を醸成する観点から、
「AI利活用原則案」を取りまとめるとともに、各原則に関する論点を整理（予定）

（注）国際的な議論のためのもの、非規制的かつ非拘束的なものとして取りまとめることを想定

平成30年夏： 『報告書2018』（仮）を取りまとめ・公表

報告書の公表後、各原則に関する論点等について、引き続き検討を行う。